

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第60号）の概要

改正の趣旨

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 遺族補償年金における支給要件等の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律】

- ① 遺族補償年金等、特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた支給要件（妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。
- ② 遺族補償年金等について、遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（55歳以上又は一定の障害の状態にある妻は175日分）から、一律で175日分に改める。

2. 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、労働基準法】

- その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

3. 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止【失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法】

- 労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4. 特別加入団体の要件の法定化等【労働者災害補償保険法】

- ① 労災保険の特別加入団体（一人親方等の特別加入に係る手続等を行う団体）について、現在は通達等で定めている労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。
- ② 特別加入団体に対する業務改善命令や、当該命令に違反した場合に当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。

5. 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し【労働者災害補償保険法】

- 現行では行政不服審査法の対象とされている、社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とし、審査請求先及び再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

等

施行期日

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法等の整備法第5条第2項について、規定の形式的修正を行う。

令和9年4月1日（ただし、3は公布の日から起算して5年以内の政令で定める日）

1. 遺族補償年金における支給要件等の見直し

背景

- 労災保険法の遺族補償年金等、石綿健康被害救済法の特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた要件として、夫は、労働者たる妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態でなければ受給権が生じない。
- 遺族補償年金等について、受給資格者となる遺族が妻のみで、55歳以上又は一定の障害がある場合、年金額が給付基礎日額の153日分から175日分に増額される（特別加算）。

改正内容

- 遺族補償年金等、特別遺族年金等について、**夫にのみ課せられた支給要件（妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。**

【遺族補償年金等の受給資格者（※）】

見直し前	見直し後
① 妻又は 60歳以上若しくは一定障害の夫 ② 18歳以下又は一定障害の子 ③ 60歳以上又は一定障害の父母 ④ 18歳以下又は一定障害の孫 ⑤ 60歳以上又は一定障害の祖父母 ⑥ 18歳以下若しくは60歳以上又は一定障害の兄弟姉妹 ⑦ 55歳以上60歳未満の夫 ・父母・祖父母・兄弟姉妹	① 妻又は 夫 (同左) ⑦ 55歳以上60歳未満の父母・祖父母・兄弟姉妹

※ 遺族補償年金等を受けることができる範囲の遺族（受給資格者）は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者等であるが、全員がそれぞれ受けられるわけではなく、そのうちの最先順位者（受給権者）だけが受けることができる。受給権者の順位は上記①～⑦のとおり。

- 遺族補償年金等について、**遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（遺族が妻のみ、かつ55歳以上又は一定の障害の状態にある場合には175日分）から、一律で175日分に改める。**

【遺族が1人の場合の年金額】

妻のみ、かつ

55歳以上又は一定の障害の状態
にある場合

153日分

22日分（175日分）

上記以外の場合

153日分

一律：**175日分**

※ 船員保険法の遺族年金についても同様の改正を行う。

2. 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し

背景

- 労災保険法上の労災保険給付請求権は、行使できるときから、障害補償給付、遺族補償給付等については5年間、療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付等については2年間で消滅する。また、労働基準法における災害補償請求権は、行使できるときから2年間で消滅する。
- 令和2年の労働基準法改正法案に対する附帯決議において、災害補償請求権の消滅時効期間について、労災保険法における消滅時効期間と併せ、検討を行うことが明記されている。

改正内容

- その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものについて、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

【消滅時効期間】

		見直し前	見直し後
労災保険法上の 労災保険給付請求権	障害補償給付、遺族補償給付等	5年間	5年間
	療養補償給付、休業補償給付、 葬祭料、介護補償給付等	2年間	(下記以外のもの) 2年間 <u>5年間</u>
労働基準法上の 災害補償請求権			
		2年間	(上記以外のもの) 2年間 <u>5年間</u>

疾病の性質上、災害補償の事由に
該当するものかどうか等を容易に
判断することができない疾病とし
て政令で定めるもの

※ 具体的には、脳・心臓疾患、精神疾
患、石綿関連疾病を想定。

※ 船員保険法の休業手当金の請求権についても同様の改正を行う。

3. 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止

背景

- 労災保険は、原則、労働者を使用する全ての事業に適用されるが、当分の間の暫定措置として、農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部については、任意適用となっている。
- 他方で、農林水産業の小規模な事業においても重大事故が見られ、労働者の保護の必要性が高まっている。

改正内容

- **労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。**

【暫定任意適用事業の対象】

農業

個人経営で常時5人未満の労働者を使用する事業（事業主が農業について特別加入している事業を除く）

林業

労働者を常時には使用せず、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営の事業

水産業

常時5人未満の労働者を使用する個人経営の水産動植物の採捕又は養殖の事業その他水産の事業（水産動植物の採捕の事業については、総トン数5トン未満の漁船によるもの又は河川、湖沼若しくは災害発生のおそれが少ない水面において主として操業するもの）

廃止

※ 施行までに5年程度の準備期間を設ける想定。

4. 特別加入団体の要件の法定化等

背景

- 業務実態や災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者について、特別に労災保険への加入を認めているところ、一人親方等の特別加入については、特別加入団体（一人親方等の特別加入に係る手続等を行う団体）が申請をし、政府の承認を得た場合に、保険関係が成立する。
- 法令上、特別加入団体の位置付けや役割が明記されておらず、特別加入団体の要件については、通達等に定められている。

改正内容

- 労災保険の特別加入団体について、**現在は通達等で定めている労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。**



労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定。

※ 具体的な要件としては、災害防止に関わる役割や実施すべき措置事項その他当該団体の業務の適切な運営に関する事項（団体等の性格、事務処理体制、財政基盤に関する事項等）を想定しており、省令に別途規定。

- **特別加入団体に対する業務改善命令や、当該命令に違反した場合に当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。**

5. 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し

背景

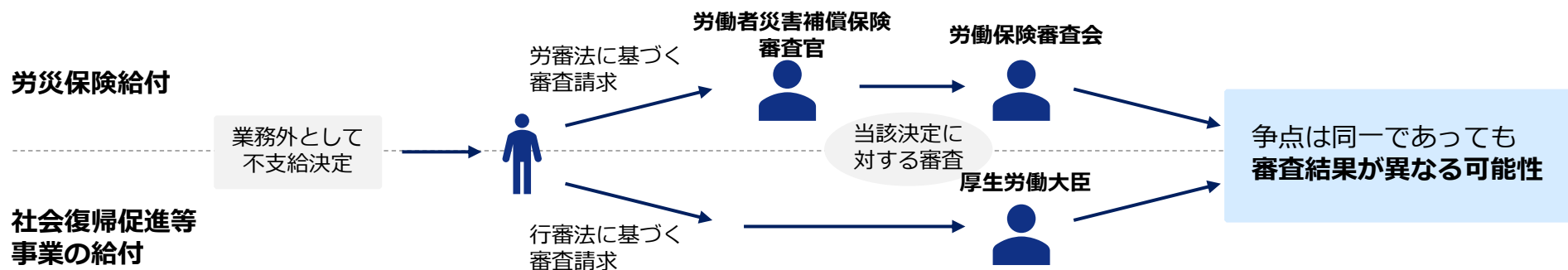
- 労災保険法に基づく処分のうち、労災保険給付に関する決定については、行政不服審査法（以下「行審法」という。）ではなく、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）に基づく審査請求及び再審査請求をすることとされている。
- 一方、社会復帰促進等事業（※）の給付に関する決定については、行審法に基づく審査請求をすることとされており、労災保険給付に係る業務上外の判断など、保険給付と社会復帰促進等事業の給付に共通する同一事案に係る同一の争点について、異なる判断がなされ得る。

※ 労災保険の附帯事業として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業（義肢・車椅子の費用の支給等）等を実施しているもの。

改正内容

- 現行では行審法の対象とされている、**社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てについて、労審法の対象とし、審査請求先及び再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。**

【現行における具体例：業務外を理由として労災保険給付及び社会復帰促進等事業の給付が不支給決定された場合】



不服申立ての対象処分	見直し前	見直し後
労災保険給付に関する決定	労審法	
社会復帰促進等事業の給付に関する決定	行審法	労審法